

川崎市余熱利用市民施設

(ヨネツティー王禅寺)

(ヨネツティー堤根)

指定管理者 募集要項

川崎市環境局生活環境部

減量推進課

目 次

1	施設における設置目的と条例	1
2	基本的運営方針	1
3	各施設の概要	2
4	指定予定期間	3
5	指定管理者指定までの主なスケジュール	3
6	指定管理者が行う業務（指定管理業務）	3
7	指定管理業務に要する経費	3
8	管理の基準	6
9	管理責任者の指定	7
10	応募資格・条件	7
11	応募の手續に関する事項	9
12	指定管理予定者選定の基準	12
13	指定管理業務に係る協定の締結	14
14	市と指定管理者のリスク分担に関すること	15
15	指定管理状況のモニタリング・評価	15
16	業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備	16
17	指定管理者の継続が困難になった場合	17
18	守秘義務	17
19	留意事項	17

別紙 余熱利用市民施設リスク分担表

- 参考資料 1 余熱利用市民施設 平成26～29年度利用実績
- 参考資料 2 余熱利用市民施設 平成26～29年度決算額
- 参考資料 3 余熱利用市民施設 備品リスト
- 参考資料 4 余熱利用市民施設条例
- 参考資料 5 余熱利用市民施設条例施行規則

※資料の作成に当たっては、本要項の他、上記資料も参照すること。

川崎市余熱利用市民施設の指定管理者募集要項

川崎市（以下「市」という。）では、公の施設である川崎市王禅寺余熱利用市民施設〔ヨネッティー王禅寺〕（以下「王禅寺余熱利用市民施設」という。）と川崎市堤根余熱利用市民施設〔ヨネッティー堤根〕（以下「堤根余熱利用市民施設」という。）の管理運営について、平成18年度から指定管理者制度（地方自治法一部改正〔平成15年9月改正〕）を導入しております。指定期間が平成30年度末で終了するため、平成31年度以降の管理運営をする指定管理者を広く募集します。

なお、王禅寺余熱利用市民施設と堤根余熱利用市民施設を一括して、指定管理者の募集を実施します。

地方自治法第244条の2（抜粋）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

1 施設における設置目的と条例

（1）設置目的

市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用する施設です。

（2）設置条例

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年12月26日市条例第35号）

2 基本的運営方針

- （1）市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するという設置目的に則した管理運営を行うこと。
- （2）公の施設管理運営の責務を認識して、市民に平等な利用が確保できる管理運営を行うこと。
- （3）利用者に対して、清潔、安全かつ快適な環境を提供すること。
- （4）個人情報の保護を徹底すること。
- （5）効率的な施設の管理運営を行うこと。
- （6）指定管理業務に伴う経費の縮減に努めること。
- （7）川崎市一般廃棄物処理基本計画の推進に寄与し、ごみの減量、リサイクル等環境にやさしい施設運営を行うこと。
- （8）近隣住民及び近隣事業者等と良好な関係を維持しながら管理運営を行うこと。
- （9）利用者の要望を把握するとともに、全体の利益を考慮し、適切に管理運営業務を行うこと。
- （10）関係法令を遵守し、的確かつ安全な管理運営を行うこと。

3 各施設の概要

《王禅寺余熱利用市民施設》

- (1) 名称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設（ヨネッティー王禅寺）
- (2) 所在地 川崎市麻生区王禅寺1321番地
- (3) 施設等の概要

【敷地】

敷地面積（本館分）：9,924.14㎡（王禅寺処理センター敷地内）

【本館施設】

構造：鉄筋コンクリート一部鉄骨造（地下1階、地上4階）

建築面積：3,208.57㎡

延床面積：9,840.64㎡

建築時期：平成元年10月

施設概要：温水プール（競泳プール、流水プール、幼児プール、スライダープール）、
会議室、トレーニングルーム、レクリエーションルーム、老人休養施設、
ギャラリー、駐車場等

【本館設備】

設備概要：電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、防災設備等

建築時期：平成2年3月

《堤根余熱利用市民施設》

- (1) 名称 川崎市堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）
- (2) 所在地 川崎市川崎区堤根73番1
- (3) 施設等の概要

敷地面積：5,958.63㎡（堤根処理センター敷地内）

<温水プール>

構造：鉄骨造平屋建一部2階建

建築面積：1,383.46㎡

延床面積：1,421.69㎡

建築時期：昭和56年12月

施設概要：温水プール等

設備概要：電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、防災設備等

<老人休養施設>

構造：鉄骨造平屋建

建築面積：243.42㎡

延床面積：243.42㎡

建築時期：昭和57年3月

施設概要：大広間、浴室、和室等

設備概要：電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、防災設備等

* 堤根余熱利用市民施設は、指定期間（平成31年度～34年度）のうちの平成35年3月から休館を予定しています。

4 指定予定期間

平成31年4月1日～平成35年3月31日（4年間）

5 指定管理者指定までの主なスケジュール

項目	日程
募集の告示	平成30年 8月1日(水)
募集要項・仕様書の配布	平成30年 8月1日(水)～ 9月7日(金)
現地見学会参加申込締切	平成30年 8月7日(火)
現地見学会	平成30年 8月10日(金)
募集要項等に関する質問の受付	平成30年 8月6日(月)～ 8月13日(月)
募集要項等に関する質問への回答	平成30年 8月27日(月)
応募書類の受付	平成30年 9月4日(火)～ 9月7日(金)
指定管理者選定評価選定評価委員会による審査	平成30年10月予定 ※ プレゼンテーション・ヒアリング
指定管理予定者の決定・選定結果通知	平成30年10月予定
仮協定の締結・選定結果の公表	平成30年11月予定
指定管理者の指定	平成30年12月議会
協定書の締結	平成30年12月
前指定管理者との引継ぎ	平成31年1月～3月
指定管理業務の開始	平成31年4月1日(月)

※ このスケジュールは、選定の進捗状況等により変更となる場合があります。

6 指定管理者が行う業務（指定管理業務）

指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）については、別途仕様書に示します。

7 指定管理業務に要する経費

(1) 経費の支払い

本事業では利用料金制（施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とすること）を採用します。

指定管理者は、利用料金、市が指定管理者に支払う経費（以下「指定管理料」という。）などの収入により、管理運営業務を行うものとします。

指定管理料は、指定管理者から提出される収支計画等を基に、予算編成過程や予算の議決を経て、年度協定を締結する中で最終決定します。また、指定管理料の支払については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

原則として指定管理料の増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意

してください。なお、参考として「余熱利用市民施設 平成26～29年度利用実績」、
「余熱利用市民施設 平成26～29年度決算額」を示しています。

*平成31年10月から消費税率の引上げが見込まれますが、指定期間の収支計画書については、現行の消費税率を適用して作成してください。

ただし、指定管理料については、消費税率の引上げが決定された後に、改めて新税率を適用した算定を行い、確定することとします。

*堤根余熱利用市民施設は、指定期間（平成31年度～34年度）のうちの平成35年3月から休館を予定しています。3月以降は休館を予定しているため、持ち込んだ全ての物品は3月中に撤去するものとします。なお、様式8-1～8-4の記入に当たっては、休館が平成34年度（H35年3月の1か月間）にあるものとして書類を作成してください。

指定管理業務に係る経費及び収入には次のもの等が挙げられます。

① 維持管理・運営経費見込額

指定管理者が行う維持管理・運営業務に伴う人件費、光熱水費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、保険料、警備業務・清掃業務等を外部委託した場合の委託費、及びその他経費等が含まれます。ただし、処理センターから供給される余熱の利用については無償とします。堤根余熱利用市民施設については、堤根処理センターから供給される電気の利用についても無償とします。

② 間接経費

直接経費以外の経費が挙げられます。なお、様式8-4の積算内訳は詳細に記載してください。

③ 施設運営収入見込額

ア 利用料金収入

指定管理者は施設の利用料金を川崎市余熱利用市民施設条例(以下「条例」という。)第10条に基づき徴収します。利用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めます。また、利用料金については条例第11条に減免規定があります(ただし、利用料金の減免に伴う減収分について市からの補填等の措置は行いません。)

(ア) 専用利用料(会議室、レクリエーションルーム、駐車場)

*王禅寺余熱利用市民施設のみ。

(イ) 個人利用料(温水プール、トレーニングルーム)

*トレーニングルームは王禅寺余熱利用市民施設のみ。

*ただし、老人休養施設、ギャラリーは無料とします。

※王禅寺余熱利用市民施設のトレーニングルームは、現行の条例では利用時間帯を1日3区分としているが、利用者サービスのため現状は1回3時間の時間制となっており、平成31年4月1日から次のとおり、条例を時間制に改正するため提案に当たっては注意すること。

ル ト レ ー ニ ン グ	区分		基本料金		超過料金	
	王 禅 寺	20歳以上の者	1 人 1 回 3 時間まで	330円	超過時間 1 時間まで ごとに	110円
余 熱 利 用 市 民 施 設	15歳以上20歳未 満の者20歳以上 の学生	110円		35円		

(ウ) 設備利用料

* 王禅寺余熱利用市民施設のみ。

イ スポーツ・教養等事業収入

ウ その他事業収入

(2) 指定管理料の上限

指定管理料の上限（年額）は、次のとおりです。

指定期間（平成31年度～33年 度）	178,684千円
指定期間（平成34年度）	177,084千円

* 上限額は、ヨネッティ一堤根・王禅寺合算した金額として提案してください。

* 上限額は税込み額です。

* 堤根余熱利用市民施設は、指定期間（平成31年度～34年度）のうちの平成35年3月から余熱の供給停止に伴い休館を予定しており、休館中は利用者への施設の供用はできません。3月以降は休館を予定しているため、持ち込んだ全ての物品は3月中に撤去するものとします。

なお、様式8-1～8-4の記入に当たっては、平成35年3月から休館するものとして書類を作成してください。

(3) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準どおり確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、コストの節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金は、原則として精算による返還を求めません。また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填はしません。ただし、災害等による大規模な損害等赤字の原因が指定管理者にない場合は別紙リスク分担の考え方を参照し、協議の上、精算可能とします。一方で、協定時に見込まれていない特段の事業の変更が生じた場合など、当初の協定どおりに支払うことが合理的ではない場合には、精算による返還を求めます。

(4) 経理区分の明確化

指定管理者は、管理運営に係る経費を団体の経理とは混在しないよう、個別の経理として適切に管理し、経費ごとに区分して整理してください。

8 管理の基準

川崎市余熱利用市民施設は、法令、条例及びこれに基づく規則等の規定に従い、管理することとします。

(1) 利用時間及び休館日

ア 利用時間

(ア) 温水プールは午前10時から午後9時(7月1日から8月31日までは午前9時から午後9時)まで

*王禅寺余熱利用市民施設・堤根余熱利用市民施設共通

(イ) 老人休養施設は午前9時から午後4時まで

*王禅寺余熱利用市民施設・堤根余熱利用市民施設共通

(ウ) 会議室、レクリエーションルーム、トレーニングルーム、ギャラリーは午前9時から午後8時まで

*王禅寺余熱利用市民施設のみ

(エ) 駐車場は午前8時30分から午後9時30分まで

*王禅寺余熱利用市民施設のみ

イ 休館日：12月29日から翌年の1月5日まで

*堤根余熱利用市民施設は、指定期間(平成31年度～34年度)のうちの平成35年3月から休館を予定しています。

*条例第7条に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができます。指定管理者は、利用時間及び休館日についても、新たな視点から柔軟に検討し、提案いただくことが可能です。

*施設の維持管理・安全確保等のため、原則、定期的に休館することとします。

*川崎市余熱利用市民施設は、処理センターから発生する余熱を利用していますが、処理センターの修繕・補修に伴い、余熱の供給が休止することがあります。

*川崎市余熱利用市民施設の補修工事等を実施する場合には、施設・設備等の一部の使用を制限する場合があります。

(2) 利用料金の設定と減免

利用料金は条例に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定することとし、料金の納付方法の詳細については別に定めます。

また、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することとします。なお、減免による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、市からの補填等の措置は行いません。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、また請け負わせることはできません。ただし、指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができます。その場合、市内業者(川崎市内に本社を有する業者)の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内業者を最優先として活用してください。

(4) 施設における事故等

指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償するものとします。

(5) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。また、指定期間終了後も同様とします。

(6) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業報告書を作成し、提出するものとします。

(7) 災害時等の施設使用

災害時等において、市が緊急に市民の生命・身体・財産を保護するために、本施設を使用する必要があるときは、市の指示により管理を行うものとします。

(8) 施設・設備等の改造

施設・設備等の改造については、市の承認が必要となります。

(9) 市の施策への協力

指定管理者は、市の施策・事業等には積極的に協力するものとします。また、施策・事業の推進・協力等への提案についても積極的にお願いします。

(10) その他

管理の基準に関する詳細については、別途、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

9 管理責任者の指定

指定管理者は、指定管理業務について総括的な責任を持ち、利用者や外部に対して余熱利用市民施設を代表する管理責任者（所長）を常駐させることとします。

指定管理業務を行う際は、余熱利用市民施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとします。

(表示例)

川崎市が設置した川崎市〇〇余熱利用市民施設(ヨネッティー〇〇)は、指定管理者である〇〇〇株式会社が管理運営を行っています。

連絡先 指定管理者 〇〇〇株式会社 電話番号

10 応募資格・条件

(1) 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）が応募することができます。（法人格の有無は問いません。）また、複数の団体が共同事業体を結成又は特定目的会

社（SPC）等の設立を予定して、グループで応募することができます。グループで応募する場合は、その構成員全員が応募資格を要するものとします。

ア 安全かつ円滑にプールの管理運営を行い、安定した利用者サービスが供給できる団体であること。

イ プールの運営管理に必要な有資格者を配置できること。

ウ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。

オ 市から指名停止措置を受けていない者であること。

カ 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者であること。

ク 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていないこと。

※ 排除措置の対象となる場合

○ 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体又は指定管理者に指定された法人その他の団体（以下「法人等」とう。）の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなって5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合

○ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合

○ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合

○ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合

○ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

（2）応募条件

応募条件は、次のとおりです。

ア 共同事業体で応募する場合は、代表する団体を定めていただきます。

イ 単独で応募した団体は、応募する他の共同事業体の構成員になることはできません。

ウ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできません。

エ 応募書類受付期間終了後の共同事業体の構成団体の変更は認めません。

（3）応募資格の喪失

応募資格の喪失要件は次のとおりです。

ア 応募資格要件を満たさなくなったとき

イ 提出した書類に虚偽の記述をしたとき

ウ 指定管理者選定評価委員会の委員となった者の援助を受けて管理運営業務の計画書

- 及びその他関係書類を提出したとき
エ 管理運営業務の計画書の各評価項目において記述が無いとき及び無関係の記述など不適切な内容を記述したとき

1.1 応募の手続きに関する事項

(1) 募集要項・仕様書等の配布及び問い合わせ先

ア 問い合わせ先

(ア) 住所 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
16階

(イ) 担当部署 川崎市環境局生活環境部減量推進課 (担当: 東、川上)

(ウ) 電話番号 044-200-2579

(エ) FAX 番号 044-200-3923

(オ) 電子メール 30genryo@city.kawasaki.jp

イ 配布期間

平成30年8月1日(水)～平成30年9月7日(金)

(市ホームページからダウンロードしてください。)

ウ 配布書類

(ア) 募集要項(様式を含む。)

(イ) 仕様書

(2) 応募書類の提出

ア 提出期間

平成30年9月4日(火)～平成30年9月7日(金)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

1.1(1)の場所に持参してください。

※ 郵送による提出は認めません。

ウ 提出書類

(ア) 指定管理者申請書(様式1)

(イ) 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状(様式2-1)及び共同事業体連絡先一覧(様式2-2)

(ウ) 応募団体の概要(様式3)

(エ) 宣誓書(応募資格及び提出書類に偽りのないことの確認用)(様式4)

(オ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)

(カ) コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式6)

(キ) 施設管理運営業務に係る計画書(様式7-1～7-8)

a 施設の管理運営方針等及び職員体制、危機管理、安全・衛生管理について(様式7-1王、7-1堤)

b 事業計画、サービス向上策等及び他の事業者や地域、市民等との連携について(様式7-2)

式7-2王、7-2堤)

- c 施設管理に関する考え方(様式7-3王、7-3堤)
 - d 事業の安定性・継続性の確保への取組について(様式7-4)
 - e 応募団体自身についての評価について(様式7-5)
 - f 財務指標(様式7-6)
 - g 過去3年間の類似施設の管理運営実績一覧(様式7-7)
 - h 応募団体の取組に関する事項(様式7-8)
 - (ク) 施設管理運營業務に係る収支計画書(様式8-1~8-4)
 - a 収支計画書(様式8-1王、8-1堤)
 - b 収支予算書(総括)(様式8-2王、8-2堤)
 - c 収支予算書(収入の部)(様式8-3王、8-3堤)
 - d 収支予算書(支出の部)(様式8-4王、8-4堤)
 - (ケ) 定款又は寄附行為及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - (コ) 平成27年度、平成28年度及び平成29年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。

ただし、応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
 - (サ) 平成27年度、平成28年度及び平成29年度損益計算書部門別売上(応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては不要)
 - (シ) 平成29年度及び平成30年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
 - (ス) 法人にあつては、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書(過去2年分)(応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては不要)
 - (セ) 役員の名簿及び履歴書
 - (ソ) 共同事業体にあつては、基本合意書(損失の負担配分割合・利益の配分割合等の判るもの)
 - (タ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (チ) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (ツ) 類似施設の運営実績を記載した書類
 - (テ) その他市長が必要と認める書類
 - (ト) DVD-R((ア)、(イ)、(ウ)、(オ)、(キ)、(ク)のデータが入ったもの)
- ※ (ウ)~(カ)及び(ケ)~(テ)について、共同事業体にあつては、団体等ごとの書類を提出してください。

エ 提出部数等

- (ア) 正本1部、副本2部及び正本の写し7部を提出してください。DVD-Rについては1枚提出してください。
- (イ) ウの(キ)及び(ク)については、提出書類の形式は、A4版縦(両面印刷可)、横書き文字ポイント12とし、綴しろ余白20mm程度を確保するよう統一して作成

してください。

(ウ) 提出書類のうち、管理運営業務の計画書（様式7）及び管理運営に係る収支計画書（様式8）に添付する全ての資料について、右上端余白に申請者の団体名を明記してください。

(エ) 提出に当たっては、上記の書類等に併せ、「余熱利用市民施設提出書類一覧表」（「応募者チェック欄」に「○」を記入したもの）も御提出ください。

(3) 指定管理者応募予定者向け現地見学会の開催

指定管理者への応募予定者を対象とした現地見学会を、次のとおり開催します。

ア 開催日時

平成30年8月10日（金）

午前10時～11時半：王禅寺余熱利用市民施設

午後2時半～3時半：堤根余熱利用市民施設

イ 会場

川崎市王禅寺余熱利用市民施設

川崎市麻生区王禅寺1321

川崎市堤根余熱利用市民施設

川崎市川崎区堤根73-1

ウ 参加予約

現地見学会に参加希望の団体は、8月7日（火）午後5時15分までに、電子メールに「指定管理者応募予定者向け現地見学会参加申込書（様式9）」を添付して申し込んでください。

電子メール送信の際には、件名を「川崎市余熱利用市民施設現地見学会参加申込書」とし、開封確認等で着信を確認してください。

当日、会場において募集要項・仕様書等の資料は配布しませんので、あらかじめ持参してください。

（希望者多数の場合には、参加人数等を調整させていただく場合がありますので、御承知おきください。）

(4) 質問事項の受付

応募に当たって、御質問等がある方は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

平成30年8月6日（月）～8月13日（月）午後5時15分まで

イ 受付方法

質問書（様式10）により電子メールで受け付けます。電話・来訪による御質問は受け付けませんので、御注意願います。電子メール送信の際には、件名を「指定管理者募集質問事項」とし、開封確認等で着信を確認してください。

ウ 回答方法

質問及び回答については、8月27日（月）までに質問者に電子メールで送付するとともに、内容を市のホームページに掲載します。

(5) 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。

(6) 留意事項

ア 提出書類の変更の禁止

提出期間終了後の提出書類の再提出、差替え及び新たな資料提出は、原則として認められません。ただし、市から書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合は、この限りではありません。

イ 提出書類の取扱い

(ア) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。

(イ) 提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、川崎市情報公開条例に基づき、開示等をするものとします。

(ウ) 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

ウ 指定管理者選定評価委員会委員等との接触の禁止

施設の管理運営主体の審査等を行う指定管理者選定評価委員会委員、本件業務に従事する市職員及び市関係者に対し、本件についての接触を禁止します。接触事実が認められた場合には、失格となることがあります。

1 2 指定管理予定者選定の基準

(1) 選定方法

指定管理予定者の選定に当たっては「公募型プロポーザル方式」を採用し、外部のみの学識経験者等からなる「指定管理者選定評価委員会」が、応募者から提出された事業計画書等、提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえた提案に基づき審査を行い、その審査結果を参考に市長が最終決定します。その後、議会の議決を経て、市が指定します。

なお、プレゼンテーションは、指定管理者選定評価委員会の中で実施します。プレゼンテーション実施の日時・場所等については、別途調整の上、応募者にお知らせします。指定管理者選定評価委員会での審査は、次の「審査の視点」を踏まえ、応募者の施設運営能力を多面的に把握して行います。

(配点合計の60%を基準点とし、基準点未満の場合は失格とします。)

<審査の視点>

明確性	適切な用語・表現を用いて、分かりやすく論理的に説明されていること。
魅力度	提案内容が魅力的又は妥当なものであること。
具体性	抽象的ではなく具体的・客観的な提案となっていること。
実現性	提案内容を確実に実施できることが論証されていること。
独自性	他の応募者と差別化できる内容となっていること。
一貫性	提案内容全体が統一されていること。

(2) 選定基準

事業目的の達成とサービスの向上への取組について (配点割合：35%)	施設の管理運営方針や手法、利用方法等への考え方
	職員体制、危機管理、安全・衛生管理の状況
	事業計画、サービス向上策、利用促進策、満足度の把握、自主事業の考え方
	他の事業者や地域、市民等との連携・協働等への考え方
	施設管理に関する考え方
事業経営計画と管理経費縮減等への取組について (配点割合：30%)	事業者の収支計画や見込の妥当性
	管理経費や維持コスト等の縮減に対する考え方
事業の安定性・継続性の確保への取組について (配点割合：15%)	モニタリングについての考え方、主体的な業務改善に向けた具体的な取組
	事業のバックアップ体制
応募団体自身についての評価 (配点割合：15%)	事業や施設等の管理を安定して行う能力への評価
	事業者の経営方針、経営状況、同種事業の運営実績、専門性の有無等
応募団体の取組に関する事項 (配点割合：5%)	環境など社会問題に対する認識や具体的な取組
	コンプライアンス（法令遵守）や個人情報保護への認識や具体的な取組

(3) 選定手続

ア 資格審査

応募資格について審査します。

イ 書類審査

応募書類等の内容について審査します。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング

(ア) 実施日時 平成30年10月（予定）

（具体的な日時等は、応募団体に別途御連絡します。）

(イ) 実施場所 未定

(ウ) 実施方法 応募団体から指定管理者選定評価委員会委員に対し、事業提案説明を行っていただきます。指定管理者選定評価委員会委員が団体の代表者に対し、事業提案説明等についてヒアリングを行います。参加人員は各団体2名までとします。

(エ) 注意事項 正当な理由がない欠席又は遅刻は、その時点で辞退したものみなします。
ヒアリング中の途中退室は、やむを得ない場合を除き認めません。

(4) 指定管理予定者選定結果の通知・公表

選定結果については、応募者全員に対して選定後速やかに通知するとともに、市のホームページにおいて公表します。(ただし、川崎市情報公開条例に基づき、一部非公開となる場合があります。)

(5) 指定管理予定者について

ア 選定の結果、第1順位の指定管理予定者が理由なく調整に応じない場合は、市は、調整を打ち切ることとし、第1順位の指定管理予定者に通知を行うとともに、第2順位の指定管理予定候補者と調整に入ります。

イ 次の場合に該当し、第1順位の者が指定管理予定者としての資格を取り消されたときは、第2順位の者を指定管理予定者とし、協定の締結に向けた協議を行います。

(ア) 指定管理者に指定することが不相当だと認められる事情が生じたとき。

(イ) 協定の締結に向けた協議が整わないと認められるとき。

(6) 事業計画書等の提出をした法人等が1である場合

指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とします。

1.3 指定管理業務に係る協定の締結

(1) 仮協定の締結

選定結果をもとに、指定管理予定者と協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。指定管理予定者が共同事業体である場合には、協定の締結時に構成員全員の同意書を、代表企業・団体がとりまとめて提出していただきます。

なお、第1順位の指定管理予定者が理由なく調整に応じない場合や協議が不調に終わった場合は、調整を打ち切る旨の通知を行い、第2順位の指定管理予定者と協議を行い、協議成立後、指定管理予定者として仮協定を締結します。

その後、議会の議決を経て、市が指定管理予定者を指定管理者として指定し、告示します。

(2) 協定の締結

市は、指定管理者と協議を行い、協議成立後、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」を締結します。また、各年度の事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結し、協定書を作成します。

なお、指定管理者が共同事業体である場合には、前項仮協定の場合と同様に、協定の締結時に構成員全員の同意書を、代表企業・団体がとりまとめて提出していただきます。協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

(3) 協定書に盛り込む事項

ア 協定の有効期間、管理業務内容に関する事項

イ 事業計画及び事業報告書等に関する事項

ウ 管理者の配置、原状変更、事故等に関する事項

エ 管理の業務の報告に関する事項

- オ 施設、設備、物品の管理に関する事項
- カ 管理に要する費用及び支払に関する事項
- キ 使用許可に関する事項
- ク 引継ぎに関する事項
- ケ 情報の公開に関する事項
- コ 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- サ 情報セキュリティに関する事項
- シ 損害賠償に関する事項
- ス リスク分担に関する事項
- セ 不十分な業務の実施に対する指定管理料の減額等に関する事項
- ソ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- タ モニタリング・評価に関する事項
- チ 行政手続の準用に関する事項
- ツ 作業報酬の支払に関する事項
- テ コンプライアンスに関する事項
- ト 業務の継続性の確保に関する事項
- ナ その他市長が必要と認める事項
- ニ 保険の付保に関する事項

1 4 市と指定管理者のリスク分担に関すること

指定期間内における市と指定管理者の間におけるリスク分担については、「別紙 余熱利用市民施設リスク分担表」で示す考え方に基づくものとし、詳細については協定の締結時に定めます。

1 5 事業実施状況のモニタリング・評価

指定管理者自身にモニタリング（自己評価）を義務付けています。また、市がモニタリング及び評価を実施します。

(1) 事業報告書の提出

毎年度の事業終了後、指定管理者は、事業報告書及び事業報告書に附属する資料を作成し、5月末日までに提出してください。事業報告書に記載すべき事項は、概ね次のとおりです。

なお、詳細は、市と指定管理者との協議により決定するものとします。

- ア 業務の実施状況
- イ 施設等の利用状況
- ウ 業務に要した経費等の収支状況
- エ 収入の実績
- オ 利用者からの意見等の把握結果及び対応状況
- カ 業務の実施結果に対する自己評価
- キ 個人情報保護の状況

ク その他必要と認めるもの

(2) 自己評価の実施

業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、利用者等へのアンケート調査を実施する等、提供するサービスの評価を収集・分析し、定期的な自己評価を実施してください。これにより得られた結果について、年度ごとに事業報告書に記載し、次年度の業務に反映させてください。

(3) 市によるモニタリングの実施

仕様書に定める業務が確実に履行されているか確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書等だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

(4) 市による評価の実施

市は、提出された事業報告書、事業収支報告書、使用者満足度調査報告書、業務改善報告書等に基づき、指定管理業務が適正に実施されているかを評価し、その結果を公表します。

(5) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。改善指導をしたにもかかわらず、不具合が解消されない場合又は改善の見込みがない場合には、業務の一部又は全部の停止や指定管理料の減額、指定取消等の措置を講じることがあります。

(6) 実績評価の反映

指定管理業務の各年度における評価結果を、選定時の評価に反映します。毎年度の評価結果の「評価ランク」ごとに定める「実績反映」(+10%~−10%)の割合を合計し、その合計を評価を受けた年数で除して得られる平均割合を算出します。算出した平均割合に選定時の総配点に乗じて得られる点を「実績評価点」として加減点します。

【反映の例】指定期間4年のケース

評価ランク：1年目C、2年目B、3年目A、4年目C選定時の総配点：100点の場合

1年目 ⇒ C 0%
2年目 ⇒ B +5%
3年目 ⇒ A +10%

$$(0\% + 5\% + 10\%) \div 3(\text{年間}) = +5\%$$

4年目 ⇒ 最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未参入

総配点100点 × +5% = 5点を「実績評価点」として加点する。

評価ランク	A	B	C	D	E
実績反映	+10%	+5%	0%	−5%	−10%

16 業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備

(1) 指定管理者は、指定期間の始期（平成31年4月1日）から円滑かつ支障なく事業が実施できるよう、指定管理者が自らの責任と費用負担において、指定後の平成31年1月

以降、速やかに事業運営の準備を開始してください。

- (2) 設備・備品、帳簿等に関する業務の引継ぎについては、指定管理者が前指定管理者及び市から確実に引継ぎを行ってください。期間は1か月以上設けるものとし、平成31年3月31日までに引継ぎを終了するものとし、業務の引継ぎに要した費用は、前指定管理者及び指定管理者がそれぞれ負担することとします。
- (3) 事業運営の準備及び業務引継ぎに関する期間、日程及びその方法等については、前指定管理者、指定管理者及び市が協議して定めます。
- (4) 指定の取消しにより、次期指定管理者等に業務を引継ぐ場合は、円滑な引継ぎを実施するとともに、費用が発生した場合は、すべて指定管理者の負担とします。

17 指定管理者の継続が困難になった場合

指定管理者の責めに帰す事由により業務の継続が困難となった場合において、使用者へのサービスの提供の継続を必要とするときは、新たな指定管理者を指定するまでの間、指定管理者は、市の監督の下で、業務を継続する義務があります。

これが困難な場合は、市が別の事業者を指名して事業を実施します。この場合の経費については、指定管理者の負担とします。

18 守秘義務

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり知り得た秘密を外部に漏らし、又は当該業務以外の目的で使用することはできません。また、市は、必要に応じて、指定管理者が実施する情報セキュリティ対策に関して確認を行うことがあります。指定期間終了後も同様とします。

19 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、応募書類等の提出をもって、本募集要項及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 重複提案の禁止

提案については、一事業者につき一案とします。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を平成30年9月14日（金）午後5時15分までに11（1）の場所に御提出ください。

(4) 環境への配慮

指定管理者は、環境に配慮した指定管理業務の実施に努めるものとします。

(5) 課税に関する事項

指定管理者制度により、市の施設を運営する場合であっても、会社等の法人に係る市民税、事業者が行う事業に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等は課税対象となり納税義務者となる場合があります。

詳しくは、関係部署へお問い合わせください。

(6) 作業報酬の支払に関すること

川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」の対象であり、協定書に作業報酬に関する規定を設ける必要があります。市は、受注者又は下請け業者等に対し、必要に応じて協定に定められた作業報酬に関する規定の履行状況について調査を行うものとし、調査の結果、違反がある場合には、市は受注者に是正措置を求め、もし受注者が調査に応じない場合や是正措置を講じない場合には、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(7) コンプライアンス（法令遵守）に関すること

応募団体に発生したコンプライアンスに関する事実については、指定管理者選定評価委員会での審議に反映できるよう報告する必要があります。過去2年間に次のような事由があった場合、報告する必要があります。なお、該当事由がない場合も、その旨を報告する必要があります。

ア 市からの指名停止に該当する事由があった場合

イ 法人・団体に次の事由があった場合

労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律（食品衛生法、警備業法等（いわゆる「業法」））その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされたとき。

ウ 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合

業務上の贈賄、横領、窃取、搾取、器物損壊その他の指定管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為又はその恐れがある行為があったとき。

※ 選定結果に関する通知が到着するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記ア～ウの事由が生じた場合は、速やかに市に書面で報告してください。事由によっては、再審査を行う場合があります。

(8) サービスの安全性の確保に関すること

市民利用施設として役割を果たすために、指定管理者は管理運営に当たり、使用者の事故防止及び安全確保に万全を期すべく最大限の配慮に努めるようにしてください。

(9) サービスの継続性の確保に関すること

災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合における市の業務の継続性を確保するために市が定める応急措置に関する計画を踏まえ、指定管理者が管理する施設又は運営する事業について業務の継続性の確保に努めるようにしてください。

(10) 指定管理者に貸与する物品の管理

仕様書に基づき適切に管理する必要があります。

(11) 情報公開

指定管理者は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）に基づき、当該指定管理業務に係る情報の公開に関して実施機関に準じた措置を講じてください。

なお、開示請求に係る公文書に指定管理者の役員又は職員の職、氏名等の情報がある場合で、当該情報とその職務の遂行に係るものであるときは当該情報も開示の対象となります。

(12) 個人情報保護

指定管理者が管理業務を通じて取得した個人情報については適正な維持管理を行うとともに、必要な保護措置（協定に基づく個人情報管理責任者及び必要な規定を定めるなど）を講じてください。

なお、管理業務に従事している者又は従事していた者が川崎市個人情報保護条例第45条又は第46条の規定に該当する場合には罰則が科されます。

(13) 行政手続の準用

指定管理者は、行政手続法及び川崎市行政手続条例における「行政庁」にあたることから、同法及び同条例の規定の適用を受けることとなります。（審査基準・処分基準・標準処理期間の策定・公表、行政処分実施時における一連の手続執行等）

また、指定管理者は川崎市行政手続条例の「市の機関」にはあたりませんが、市の機関に準ずるものとして、指定管理者が施設の利用等へ指導を行う場合には同条例第4章（行政指導）の趣旨に則り適切に行うようにしてください。

(14) 情報セキュリティに関する事項

公共施設予約システム（ふれあいネット）等の情報システムを活用するため、市の情報セキュリティ基準等を遵守すること。また、管理業務の遂行に当たり、知り得た秘密を外部に漏らし、又は当該業務以外の目的で使用しないこと。

(15) 関係法令等の遵守

指定管理業務に当たっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

ア 地方自治法

イ 川崎市余熱利用市民施設条例及び同条例施行規則

ウ 個人情報の保護に関する法律

エ 川崎市個人情報保護条例

オ 川崎市情報公開条例

カ 王禅寺余熱利用市民施設に関して市が定める要綱・要領等

キ 労働基準法

ク 最低賃金法

ケ 労働安全衛生法

コ 消防法

サ その他関係法令